

(参考) 民間における取組等

1. メディアにおける取組の支援

- 男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）に日本ケーブルテレビ連盟、日本広告業協会、日本雑誌協会、日本書籍出版協会、日本新聞協会、日本放送協会、日本民間放送連盟が参加しており、情報・意見交換その他の連携を図っている。

2. 民間における自主的な取組例

- 「マスコミ倫理懇談会」
 - ・ 新聞、放送、出版などの各社・団体で構成され、マスコミ倫理の向上を目指して自主的に開催されている。
 - ・ 全国協議会と9つの地区組織が活動しており、年に1回全国大会を開催。本年の全国大会では、ジェンダーについても議論が行われた。
- (社) 日本新聞協会における取組
 - ・ 「新聞用語懇談会」を開催（2月に1回程度）、用字用語に関する情報交換を行っている。
- 新聞各社における取組
 - ・ 各社が自主的に用字用語に関するガイドラインを作成。一般に販売している例もある。（共同通信社「記者ハンドブック」等）
 - ・ 差別的とされる用語の言い換え例を掲載。
- 「放送と人権等権利に関する委員会機構」
 - ・ 放送番組による人権侵害を救済するため、1997年5月にNHKと民放により設立された第三者機関。
 - ・ 委員会は、苦情内容を審理し、その結果を「見解」「勧告」として提示する。
 - ・ 8名の委員のうち、現在は2名が女性である。
- (社) 日本雑誌協会における取組
 - ・ 「雑誌編集倫理綱領」を策定。この中で、「人種・民族・宗教に関する偏見や、門地・出自・性・職業・疾患等に関する差別を、温存・助長するような表現であってはならない。」としている。
 - ・ 「雑誌人権ボックス」を設置し、読者からの苦情を受理。苦情は発行元へ報告され、各出版社において対応することとなっている。

使わない。

女流 → 「女流名人」などの固有名詞
以外は使わない。

女史 → ○○○さん

婦警・婦人警官 → 女性警官

未亡人・後家 → 故○○氏(さん)の妻、「○○夫人」「○○さん」と具体的に書くよう心掛ける。

婦女子 → 女性と子供・子ども

めかけ、一弓、情婦・愛人

入籍 → 男女とも初婚の場合は、新しい戸籍を作るので「入籍」とはしない。養子縁組などは別。

内縁の事・内妻 → 使用を避ける

「同居の○○○さん」などに。

連れ子 → 使用を避ける。「○○○○さんの長男」などに。

〔注〕「女傑、女丈夫、男勝り、女たらばに、女の戦い、職場の花」「処

◇民族表記

アイヌ人 → アイヌ(民族)、初出「アイヌ民族」とする。「アイヌ」は「人」の意味。「アイヌの人」は「人」が重複表現になるので使わない。「アイヌ太」は「北海道人」とする。

ジアシト → ロマ、ロマ民族

〔注〕「流れ者」「放浪者」の意味で「ジアシト選手」などとは使わない。「ツイゴイナ」や「ボヘミアン」も比喩(ひゆう)的に使わない。ただし「ジアシト音楽」や音楽題名などは使用可。

エスキモー → イヌイット

〔注〕アラスカ先住民には「ユピック」「エスキモー」などの呼称がある。「エスキモー太」は別。

ラツア人 → サミ人

ブッシュマン → サン人など

ピグミー族 → ムブティ人、トワ人

ホーテントット族 → コイ人(「系」、「民族」)

インディアン → 使用可。

〔注〕「インディアン」や「そつかない」など比喩的な表現は避ける。

インディオ → 使用可。

クルド族 → クルド人

ツチ族、ツツ族 → ツチ人、ツチ、ツ

マオリ族 → マオリ人、マオリ

マサイ族 → マサイ人、マサイ

漢族 → 漢民族

チベット族 → チベット民族

〔注〕中国に居住する朝鮮民族は「中國の朝鮮族」とする。「寧夏回族自治区」「広西チワン族自治区」などのように地名に族がつく場合は、「族」を使用する。

△性差別

女性を特別視する表現や、男性側に対する女性表現は原則として

教護院 → 児童自立支援施設

孤児院 → 児童養護施設

父兄会 → 保護者会

片親、欠損家庭 → 使用不適切。公機関では「母子家庭、父子家庭」を使用。

私生子・私生兒 → 非嫡出子

〔注〕歴史的な記述でも「私生兒」は使用しない。「非嫡出子」も法律上のケース以外は「…さんの子」などとする。

混血児・ungiの子 → 使用を避ける。

なるべく「父が日本人で母がドイツ人という国際児童」などと具体的に書くよう心掛ける。

〔注〕「達っ子」「もらひっ子」「精薄兒」など「○○っ子」「○○兒」は子どもにレッテルを張ることになりがちなので安易に使わない。「チビっ子」もなるべく使わない。

△子ども関係

登校拒否児 → 不登校の児童・生徒
特殊学級

〔注〕学校教育法で特殊学級、特殊教育を使うが、一般の記事では「盲学校、聾哑学校、障害者教育」など具体的に書く。

組織 / 目的



設立年月日 1997年5月1日

機構の名称 「放送と人権等権利に関する委員会機構」

【英文名 : Broadcast and Human Rights / Other Related Rights Organization、略称=BRO】

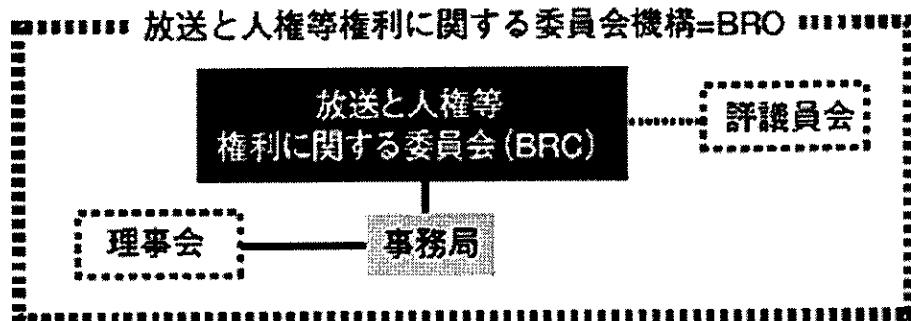
委員会の名称 「放送と人権等権利に関する委員会」

【英文名 : Broadcast and Human Rights / Other Related Rights Committee、略称=BRC】

機構の所在地 東京都千代田区紀尾井町1-1 千代田放送会館7階

- 機構の機能
- ① 対象となる苦情は、日本放送協会および(社)日本民間放送連盟会員各社の個別の放送番組に関する、放送法令・番組基準にかかわる重大な苦情、特に権利侵害にかかわるものとします。
 - ② 視聴者からの苦情は、第一義的には当該放送事業者が真摯に受け止めて自主的に解決すべき問題です。したがって、この機構で取り扱うのは、放送された番組に関して、苦情申立人と放送事業者との話し合いが相容れない状況に至っている問題とします。なお、この機構では、裁判で係争中の問題については取り扱いません。
 - ③ 受け付けた苦情は、まず事務局で調査と情報収集を行い、委員会の審理に付します。
 - ④ 苦情申立人あるいは放送事業者のいずれかが、司法の場に解決を委ねた場合には、その段階で審理を中止します。
 - ⑤ 委員会は、審理の結果を「見解」「勧告」としてまとめ、当該放送事業者と苦情申立人に提示し、機構が委員会名で「公表」します。放送事業者および苦情申立人は、これを尊重するとともに、放送事業者はこれを重く受け止め、対応します。

機構の組織



機構の役割と
構成

① 放送と人権等権利に関する委員会[BRC]

- ・委員会は、苦情内容を審理し、その結果を「見解」「勧告」として提示します。
- ・委員会は、人権擁護分野で活動している弁護士、最高裁の判事経験者、国際経験・国際感覚豊かな人、放送法の権威者など、8名以内で構成します。放送事業者側からの委員への登用は避けます。
- ・委員長、委員長代行を委員の中から互選します。
- ・委員の任期は3年とし、再任は妨げません。

② 評議員会

- ・評議員会は、委員会の委員を選任します。
- ・評議員会は、学識経験者など5名以内で構成します。放送事業者側からの評議員への登用は避けます。

③ 理事会

- ・理事会は、評議員会の評議員を選任します。
- ・理事会は、日本放送協会および(社)日本民間放送連盟からの8名以内で構成します。

④ 事務局

- ・事務局は、視聴者からの苦情の申立てを受け付けます。
- ・事務局は、文書で受け付けた苦情を受理し、その内容に関して調査・情報収集を行い、委員会の審理に付します。
- ・事務局は、専務理事、理事(事務局長)、調査役など11名で構成しています。

機構の財源

日本放送協会と(社)日本民間放送連盟会員社の分担拠出によります。

雑誌編集倫理綱領

文化の向上と社会の進展に寄与すべき雑誌の使命は重大であり、国家、社会に及ぼす影響も大である。この社会的責任により、雑誌は高い倫理水準を保たなければならない。

われわれ雑誌編集人は、その自覚に基づいて、次の指標をかけ、自ら戒めてその実践に努め、編集道義の向上を図るものである。

1. 言論・報道の自由

雑誌編集人は、完全な言論の自由、表現の自由を有する。この自由は、われわれの基本的権利として強く擁護されなければならない。

2. 人権と名誉の尊重

個人及び団体の名誉は、他の基本的人権とひとしく尊重され擁護されるべきものである。

- (1)真実を正確に伝え、記事に採り上げられた人の名誉やプライバシーをみだりに損なうような内容であってはならない。
- (2)社会的弱者については充分な配慮を必要とする。
- (3)人種・民族・宗教に関する偏見や、門地・出自・性・職業・疾患等に関する差別を、温存・助長するような表現であってはならない。

3. 法の尊重

法の存在を強く尊重する。これを犯すものは、きびしく批判されなければならない。

- (1)法及びその執行に対する批判は自由に行われる。
- (2)未成年者の扱いは十分慎重でなければならない。
- (3)記事の作成にあたっては、著作権等に関する諸権利を尊重する。

4. 社会風俗

社会的秩序・道徳を尊重し、健全な社会・家庭の建設に寄与すべきである。

5. 品位

雑誌は、その文化的使命の故に、高い気品を必要とする。本綱領を実践することこそ品位を保つ最善の道であり、この綱領に忠実な雑誌は、広く社会の支持を受けるであろう。

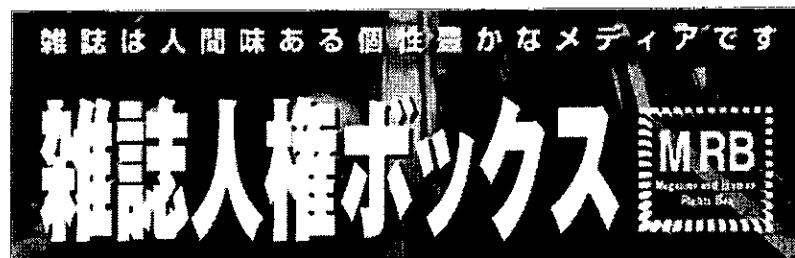
われわれ雑誌編集人は、言論・報道の自由を守りつつ、道義的結合を固くし、出版界全般の倫理水準の向上保持につとめるべきである。

- (1)児童の権利に関する条約の精神に則り、青少年の健全な育成に役立つ配慮がなされなければならない。
- (2)性に関する記事・写真・絵画等は、その表現と方法に充分配慮する。
- (3)殺人・暴力など残虐行為の誇大な表現はつしまなければならない。また、犯罪・事故報道における被疑者や被害者の扱いには十分注意する。

(出典) 会員社発行雑誌一覧、社団法人日本雑誌協会

J-MAGAZINE 日本雑誌協会からのお知らせ

■雑誌人権ボックスのお知らせ



「雑誌人権ボックス」(MRB)

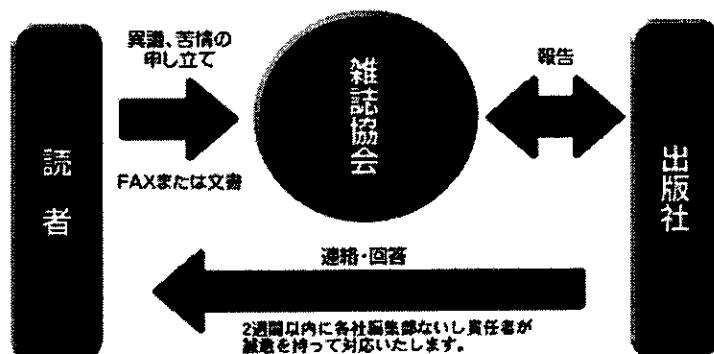
日本雑誌協会の人権問題への取り組み

日本雑誌協会は、加盟各社の合意の下に、各雑誌記事における人権上の問題での異議・苦情の「申し立て受付窓口」を設置しています。

21世紀は“人権の世紀”といわれる現在、雑誌業界として人権問題に更に一步踏み込んだ総合的な取り組みが必要との認識からです。

もとより雑誌メディアは社会的使命として、公権力の情報独占を許さず、政治の腐敗、あらゆる権力・権威の横暴を明らかにするための取材をし、記事を通して広く国民の知る権利に応えてきたという自負もあります。この民主主義の柱である「言論・表現・出版の自由」を具現するメディアとしての役割も果たしてきました。しかし、雑誌メディアの性格から、地位、名誉、金銭などに関わる人や組織の欲望や行動をより深く掘り下げ、事件の真相を追ってゆくなかで、時として「人権」に触れる機会もなしとしません。

記事上の人権問題に関わる当事者あるいは直接の利害関係人からの異議・苦情の申し立てがあれば当該発行元にフィードバックされ、各社が誠意ある対応をいたします。当面は、専用ファックスと文書に限って受けすることになります。



日本雑誌協会では、当協会加盟各社発行の雑誌記事における人権上の問題に関わることで、異議・苦情の申し立てを、当人あるいは直接の利害関係人の方からのみ受け付けています。

つきましては、下記の記載事項を明記の上、FAXまたは文書にてお送りください。

後日、当該編集部ないし責任者より2週間以内に連絡させていただきます。

※当協会では、電話での対応は行いませんので、ご了承ください。